

北海道適正化第1号
令和4年4月1日

貸切バス事業者 代表者 様

札幌市中央区南8条西15丁目4番1号
一般社団法人北海道貸切バス適正化センター
会 長 佐 藤 馨 一
(押印省略)

令和4年度適正化事業にかかる負担金の額及び納付方法
並びに同負担金の請求について（通知）

平素より、当センターの業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和4年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法については、このたび
北海道運輸局長の認可を頂いたところです。

つきましては、道路運送法第43条の15第3項の規定に従い、「令和4年度負担金
の額及び納付方法」について別添のとおり通知しますので、期限内（本年7月1日）に
収めていただくようお願いいたします。

なお、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、負担金の
納付は前期・後期の2分割方式を推奨いたします。

新型コロナウイルス感染症により、貸切バス業界が大きな影響を受ける中、皆様方の
負担金で成り立つ適正化機関として、適切な業務運営に鋭意努めてまいりますので、
負担金の納付について何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（添付書類）

- ・ 令和4年度負担金の額及び納付方法
- ・ 令和4年度負担金の額及び納付方法のお知らせ

【お問い合わせ先】

一般社団法人
北海道貸切バス適正化センター
担当：篠崎・三浦
電話011-520-7005

令和4年度負担金の額及び納付方法

1. 負担金の額(単価)

- (1) 1営業所あたり1か年 60,980円
- (2) 1車両あたり1か年 4,620円

2. 事業者ごとの負担金の額

上記1.の負担金の額(単価)に、令和4年2月1日現在における各事業者の営業所数及び車両数(休車含む)をそれぞれ乗じた上で合計し、1か年分の負担金を算出します。

※算出の基準日は2月1日となります(負担金の取扱いを定めた通達)。

3. 負担金の請求及び納付方法

- (1) 上記2.で算出した1か年分の負担金について、4月1日付けで請求いたします。
- (2) 負担金の納付は、一括納付が原則ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2分割の納付(前期・後期)を推奨しています。
- (3) 分割納付を選択した場合、1か年分の負担金を前期と後期に分けて納付願います。
- (4) 分割納付の後期分は10月3日付けで請求します。

4. 負担金の納付期限

- (1) 一括納付の場合：令和4年7月1日
- (2) 分割納付の場合：(前期)令和4年7月1日、(後期)令和4年11月4日

5. 負担金の精算(還付等)

年度途中で事業の休止等が生じた場合、負担金の取扱いは次表のとおりです。

事業廃止、許可の取消し、事業の休止又は再開	精算※1を行う
事業の譲渡及び譲受	欄外に記載 ※2
事業の分割、合併及び相続	精算※1を行わない
事業計画の変更 a. 営業区域の拡大に伴い、新たに当センターの管轄区域内に営業所を有することとなった場合 b. 当センターの管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所が存在しないこととなった場合	精算※1を行う
上記以外の事業計画変更(車両数の増減等)	精算※1を行わない

※1 精算とは還付又は請求をいいます。なお、休止等となった月の翌月分から清算します。

※2 事業の譲渡人が負担金を分割納付していた場合のみ、譲受人に未納分を請求します。

6. 負担金の未納事業者に対する督促及び延滞金

- (1) 負担金の未納事業者に対する督促は、書面等により2回実施します。なお、督促後も正当な事由なく納付しない事業者に関しては、北海道運輸局に報告を行います。
- (2) 令和4年度は、納付期限までに負担金の納付がない場合、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、法律の定めによる延滞金の納付を免除します。

～令和4年度負担金の額及び納付方法のお知らせ～ (令和4年度事業計画)

事業者の皆様へ

貸切バス適正化事業にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの影響により、厳しい経営環境下に置かれていることと存じますが、令和4年度においても、国土交通省の方針により、国の監査対象を除く全ての営業所に対し巡回指導を行う予定です。

巡回指導並びに負担金の納付について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和4年度事業計画 (R4.3.28認可)

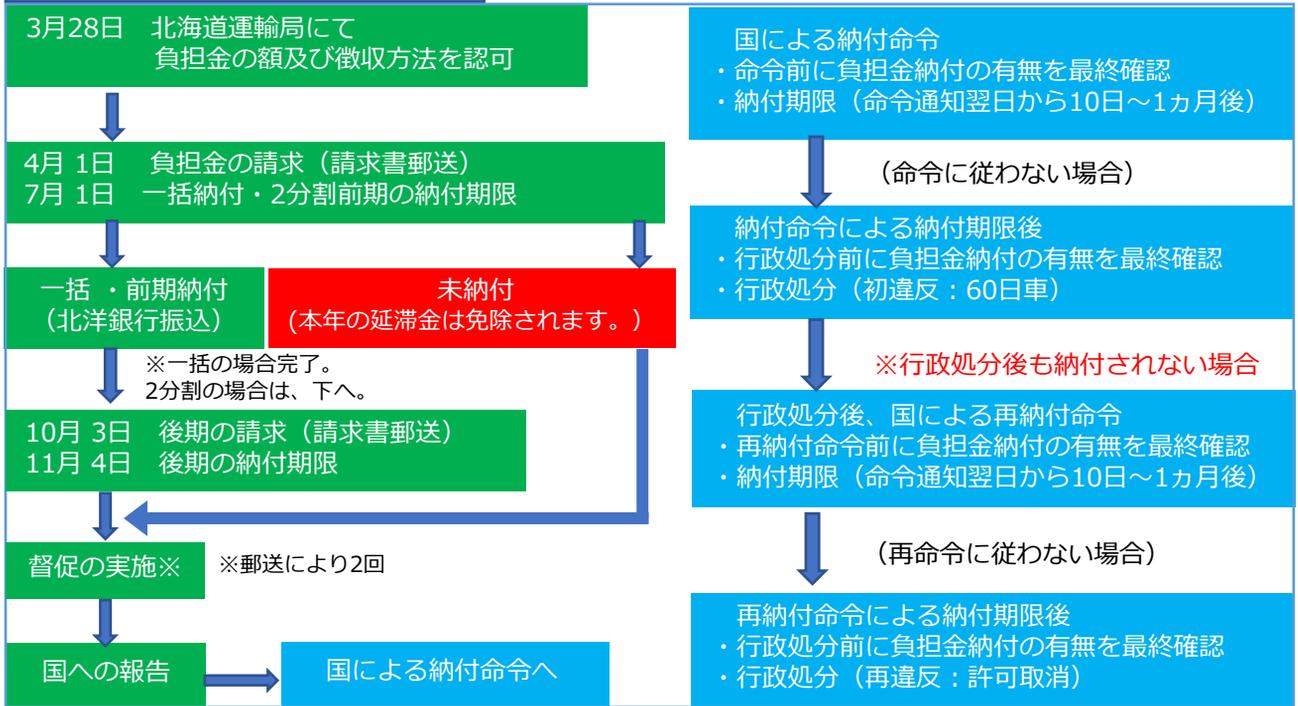
- ◆ 巡回指導は、国の監査対象を除く**全営業所を対象**とします。
- ◆ 巡回指導は、**訪問(対面方式)**を基本に行いますが、新型コロナウイルスの感染状況等により、適時「非対面方式」を実施します。
- ◆ 業務の効率化や合理化を一層推進し、**経費の削減**に努めます。

令和4年度負担金の額及び納付方法 (R4.3.28認可)

- ◆ 負担金の額は、
 - ・ 営業所数割 : 60,980円 / 1営業所
 - ・ 車両数割 : 4,620円 / 1車両
- ◆ 1か年分の負担金を4月1日(金曜日)付けで請求します。
- ◆ 負担金は一括納付が原則ですが、前期、後期の2分割納付をお勧めします。
- ◆ 一括納付及び前期の納付期限は7月1日(金曜日)です。
- ◆ 2分割納付を選択された場合、後期負担金は10月3日(月曜日)付けで請求し、納付期限は11月4日(金曜日)です。

請求日は4月1日(金曜日)、
一括納付及び前期の納付期限日は7月1日(金曜日)
(前期、後期の2分割納付方式を推奨します。)

負担金納付の流れ



負担金の精算を行うケース

◆年度途中で事業の休止等を行った場合、負担金の精算（請求又は還付）を行う場合があります。詳しくは、北海道貸切バス適正化センターへお問い合わせください。

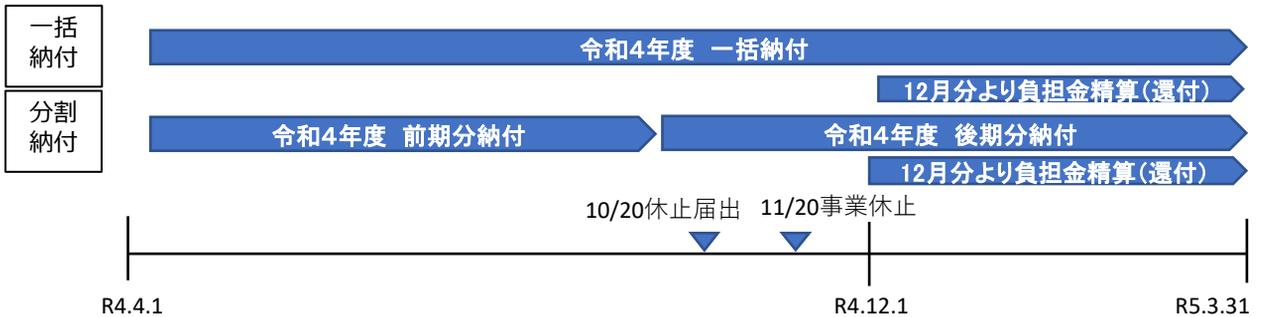
【例1：負担金の精算（請求）を行うケース】

・休止した事業を再開した場合は、再開した翌月分から請求します。



【例2：負担金の精算（還付）を行うケース】

・事業を休止・廃止した場合は、休止・廃止した翌月以降分より還付します。（休止・廃止届出は休止・廃止日の30日前までに届出）



【例3：負担金の精算を行わないケース】

・適正化事業の管轄区域内（北海道内）で、以下の変更があったとき

- 営業所を新設または廃止したとき
- 営業所における車両数を変更したとき

問い合わせ先 〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西15丁目4-1
北海道ハイヤー会館2階
一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター TEL011-520-7005